

## 統一法の解釈と比較法的解釈方法

大木雅夫

### 一 はしがき

私法統一は必要であるか、或いはそれは望ましいであろうか。もしそれが望ましく或いは必要であるとしても、果してその実現は可能であろうか。——これらの問題は一応既知のこととして、ここでは触れない。先ずそれは比較法学の問題であるのみならず、すぐれて法哲学の根本問題にも属するからである。そしてまた、私法の国際的統一は、若干の部門においては、今日、歴史的現実となつて<sup>(1)</sup>いるからである。

今やわれわれはこの現実に立脚して、次の問題に逢着する。実現された統一私法は、果して所期の目的を達成しているかという問題がそれである。問題の意味を正確に言えば、私法の統一は、統一条約又はそれに基づいて各国が採用した共通立法によつて得られる形式的統一性のみでは不十分であり、加盟諸国の管轄機関特に裁判所が、共通な仕方<sup>(2)</sup>でこれらの条文を解釈し適用して実質的統一性を確保するのでなければ無意味ではないかということである。もし加盟諸国の管轄機関がそれぞれ相異なる解釈をするならば、統一法の目的はほとんど達成されないばかりか、統一のための努力そのものをも水泡に帰せしめてしまうからである。ガッタリッジも、「法の統一

は単なる法の類似以上のことを意味しているのであつて、もし統一が同一の解釈を伴わないならば、それはまるで見せかけだけになり、何の役にも立たない『空ろな形骸』(hollow shell)に墮してしまふであらう。<sup>(3)</sup>と述べて、解釈の統一の必要性を強調しているのである。

(1) 法の統一に関する文献は極めて多数に上つてゐるが、特に Demogue, *L'unification internationale du droit privé*, 1927; Gutteridge, *Comparative Law*, 1949, p. 145 ff.; David, *Traité élémentaire de droit civil comparé*, chapitre IV, 等によりその概観は得られる。わが国の文献としては、田中耕太郎、世界法の理論が、この問題に関する一大記念塔である。

(2) スコット裁判官は、「規則が国際的に採用された後に、その規則の解釈において統一性を維持することは、最初に相違を除去したとことと丁度同じ程重要である。国際条約によつて覆われる部門において統一性を保持するといふことは、もし裁判上できることであるなら、明らかに有益なことである。」と述べてゐる。Scott L.J., *The Eurymedon*, 1938, p. 41.

(3) Gutteridge, *op. cit.*, p. 101.

本稿において、後にわたくしは各国裁判所における解釈方法の相違を検討するつもりであるが、この相違は遺憾ながら冷たい現実である。そしてまた世界の現実は、この相違を必然的なものとしている。その原因は少くない。

先ず、統一法の条文の適用は、国際条約の結果として生ずる義務である。しかるにこの条約が具体的事件に適用されるまでの過程が国により或いは条約の性質によつて相違している。ところで、統一法は国家的義務として国家に対して課せられるよりも、むしろ個々の私人に対して直接適用されることに意味があるにもかかわらず、統一法の公布形式が条約の形式をとどめて国内に施行される場合と、国内立法の形式によつて条約の實質を實現する場合とでは、おのずから解釈方法の相違を惹起する。すなわち、国際的・統一的解釈方法が確立された暁に前者にこれを適用することは比較的容易であつても、後者にこれを適用することは極めて困難である。後者は国

内法の不可分の一部をなすものであるから、自国の伝統的解釈原則に支配される可能性が大きいのである。<sup>(4)</sup>

第二に、各国の管轄官署特に裁判官は、統一法の解釈に際しても、自国法体系に固有な概念、思考方法を用い、自国法の枠内でこれを解釈しようとする心理的傾向を有する。従つて、統一法に含まれる法律的術語や表現に対しては、種々の法体系において種々の意味や価値が与えられることになるのである。<sup>(5)</sup>

第三の原因としては、各国立法者の介入がある。この点は、多かれ少かれ既に述べた二つの点とも関連するものであるが、各国の立法者は、統一法を国内法に導入するに際して、殊更にこれを自国法体系の特殊性に適合させようとし、統一法の中で用いられた概念乃至術語を、これとほぼ対応する自国法の概念乃至術語に安易に翻訳し、或いはそれ自体では曖昧な概念を強いて国内法に適合させて一見明瞭に規定してしまうのである。「翻訳者は反逆者なり」(Traduttore, traditore) という諺はこの間の事情をよく示している。<sup>(6)</sup> このような立法者の介入による統一条約の不正確な翻訳立法に対し、権力分立の原則下に立つ裁判官が解釈するのであるから、各国裁判所において解釈の相違が現れるのは当然の帰結であり、かつ、各国裁判官が上述のような自国法的解釈方法を施すとき、統一条約は二重にデフォルメされる結果となるのである。

(4) David, op. cit., p. 106.

(5) Gutteridge, op. cit., p. 113.

(6) Gutteridge, op. cit., p. 111 f. ラーベルも國際的法生活の円滑化を妨げるものとして、國際的法規の不備と国内裁判官の国内法概念への執着を挙げている (Rabel, Rechtsvergleichung und internationale Rechtsprechung, Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht, Jahrg. 1, 1927, S. 10)。アンリ・カピタン・杉山直治郎訳、私法の國際的統一、日仏文化、新第二輯、七二頁。cf. David, op. cit., p. 166 et s.

以上に挙げたような諸原因に基づいて、実務上各国における適用が相違しているのである。この現実に対処し

て、各国の解釈を統一し、統一法の目的を達成しようとする努力が既に早くから続けられてきたということは、事実である。にもかかわらずこの問題に対して未だ決定的解決を見ていないことも現実である。もちろんこの種の問題は国内法の解釈問題と違つて、それぞれ法解釈に関して伝統もあり、かつ、利害の必ずしも一致しない主権国家間に出現した統一法の解釈問題であるから、且夕の間にその解決が得られるとは考えられない。また、例えばアメリカにおける国内州法の統一法にみられるように、「この法律は、これを制定した各州の法律を統一させるといふ一般的目的を実現するように解釈され構成されなければならない。」とする一片の精神規定によつて解決しうるものでないことは、事実の証明するところである。<sup>(7)</sup>この現実を克服するためには、立法者、裁判官、学者、実務家の不断の努力が要求されるのであつて、<sup>(8)</sup>この小稿もまた、その目的に捧げられた一片の試論であるにすぎない。従つて、差当りわたくしは、本稿において統一法に対する各国の解釈方法の相違を確認し、<sup>(9)</sup>次いで若干の条約で採られた統一法の維持方法を素描し、最後に将来における解決の方向を比較法的解釈方法の施用のうち求めたいと思う。こうして、比較法が統一法の生成のみならず、その維持についてもこれと不可分の関係に立ち、この分野で不可欠の役割を担うものであるということのみを示しうれば、小稿の目的は十分に達しうる。

(7) 本稿、一六三頁参照。なお同様の規定は、ローマ私法統一協会の作成した統一法の草案にも現れている。

(8) レヴィ・ユルマンが、法統一の必要を自覚する「法律学者の労は報い少いものであり、その学は厳しく、その業は評価されない」としながらも、敢然として統一法・世界法の実現に身を捧げ、かつ、その実現のために法律家の一致した努力を要求したことは、その維持のためのものである( cf. Lee. Lévy-Ullmann, L'œuvre juridique de Lévy-Ullmann, 1955, p. 25; Lepaulle, Henri Lévy-Ullmann et le Droit mondial, op. cit., p. 113 et s. )。

(9) 国際条約の解釈適用にあつて各国の裁判方法の相違を認識することの必要性は既にしばしば指摘されてきたが、最近では cf. David, op. cit., p. 102; Makarov, Internationales Privatrecht und Rechtsvergleichung, (Recht und Staat, 144), 1949, S. 6.

## 二 各国裁判所における統一法解釈の実際

### (一) イギリスにおける国内法的解釈原則

統一私法の解釈に関するイギリス裁判所の実務は、極度に国内法的解釈原則に支配されている。その理由を明らかにするためには、イギリスにおける条約と国内法の関係を見なければならぬ。

イギリスでは、その憲法上、条約が私権に関連し或いはコモン・ローを変更する場合には、権力分立の原則に従つて、国会制定法 (Act of Parliament) の形式をとらなければならない<sup>(1)</sup>。条約が制定法としてイギリス法に転換する場合は、四つの範疇が区別される。すなわち、

- (1) 制定法が何ら条約を引用していない場合、(2) 制定法がその標題 (Title) においては条約を引用していないが、その条文においては何らこれに触れていない場合 (British Nationality and Status of Aliens Act, 1933; Maritime Conventions Act, 1911; Counterfeit Currency Convention Act, 1938)、(3) 制定法が条約の実質的内容を規定し、かつその附録 (Schedule) に当該条約 (案) を附する場合、ただしこの場合、附録に含まれる条約草案は法源ではありえない (Merchant Ship Act, 1925)。最後に、(4) 制定法の形式はとるが実質的には条約そのものであり、またこの制定法の附録が条約を掲げている場合、これは附録も法源とされる場合である (Carriage by Air Act, 1932; Statutes relating to Sea Fisheries)。これらを通じて一般に、統一条約と国内制定法との間隙は大きく、極端な二元主義的傾向を示しており、従つてまた、このいずれの場合にも、国会制定法がその内容において条約に矛盾するときは、これに優先する<sup>(4)</sup>。

(1) 例えば、コラリッジ卿 (Lord Coleridge) は、「条約及び国家の行為は国民の同意の証拠であるにすぎず、イギリスでは少くともそれらが裁判所を拘束することはない。」と述べている (Franconia Case, 1876, 2 Ex. 63)。しかし実際上は条約の批准に先立つて、通常、議

の同意が求められると言われている (cf. Stewart, *The Treaty Relations of the British Commonwealth of Nations*, 1939, p. 232 f.)。

(2) 例えば一九三三年の航空運送法 (*Carriage by Air Act, 1932*) は、ソルソー条約を実施するものである旨の特別前文を付した後に、その第一条で、この法律の附録第一に掲げる条約の諸規定は、「イギリス帝国において法律の効力を有する」と規定している。

(3) F.A. Mann, *The Interpretation of Uniform Statutes*, *The Law Quarterly Review*, vol. 62, 1946, p. 279 ff.

(4) この点については、伝統的に、条約はコモンローの一部 (a part of the law) であるとされ、またそうであるにすぎないから、国会制定法はこれに優越すると説かれている。なぞ、cf. Salmond, *Jurisprudence*, 11th ed., § 70, especially, p. 242 f.

以上のように条約と国内性との関係から見ると、イギリスでは、国際的私法統一条約が国会制定法として国内法に転換され、かつ、国会制定法の条約に対する優位が憲法上確立されている限り、イギリスの裁判官が統一法の解釈に際しても一般の国内制定法の解釈方法と同様な方法をとることは極めて当然のことであり、本能的でさえある<sup>(5)</sup>。特にこの傾向は、イギリス裁判官の伝統的保守性乃至島国性 (insularism) に徴して容易に肯けよう<sup>(6)</sup>。しかしイギリスにおける国内法的解釈原則の適用の実状を明かにするためには、更に立ち入ってイギリスにおける制定法の法源としての価値及びそれに対する解釈原則を知らなければならぬ。

(5) Mann, *op. cit.*, p. 279.

(6) cf. Gutteridge, p. 164.

イギリスにおける国内法的解釈原則は、制定法の解釈に関して極めて特殊な解釈原則 (rules of interpretation, canons of construction) を発展せしめている。かかる原則の発生原因は、判例法が第一次的法源であり、制定法は第二次的例外的法源にすぎないから狭く厳格に解釈されるべきこと、権力分立の建前が大陸に比し厳格であるため、裁判官は制定法解釈に際し自己の裁量権が大いに限定され、立法者意思に拘束されることの二点にある<sup>(7)</sup>。そしてイギリスの制定法解釈原則の内容は、すべてこの立法者意思の探求に奉仕する<sup>(8)</sup>。その主要なものとしては、

文理解釈 (grammatical interpretation) 第一次性の原則、イイジャスデム・ジュネリスの原則 (rule of ejusdem generis)、先例拘束性の原則、及び立法準備記録 (フランス及びドイツでいわゆる travaux préparatoires, Vorarbeiten) 引用禁止の原則等を挙げる<sup>(9)</sup>。これらの厳格な解釈原則が直ちに国会制定法としての統一法に適用されることにより、イギリスにおける統一法の解釈は極めて国家的特殊性格を帯びるに至つたのである。前に掲げた統一法約のイギリス法への転換のそれぞれの場合についても同様であつて、制定法と統一法との関係の極めて稀薄な最初の二つの場合はもちろんのこと、第三第四の場合にも、裁判所は当該制定法が国際条約に実効あらしめるために制定されたという事実を無視し、むしろ条約をイギリス法の枠に押しこめようとする方法をとつていのである<sup>(10)</sup>。第四の場合には、なお立法準備記録や条約自体が当該制定法の解釈に対して特に重大な意味をもつべきであるにもかかわらず、なお原則としてそれらの記録に対する引用は禁止され、僅かに最近の判例でそれらの引用を認めようとする立場が現れてきたにすぎない<sup>(11)</sup>。

(7) 高柳賢三、英米法源理論、(全訂版) 一五四頁。

(8) *Becke v. Smith* (1836) 2 M. and W. 191; *Grey v. Pearson* (1857) 6 H.L.C. 61.; *Gutteridge*, op. cit., p. 101.

(9) 文理解釈第一次性の原則とは、制定法の言葉は、一般にその通常の文法的意味において解釈されなければならない、もしそれが不明瞭である場合には、立法者の意思は当該の制定法そのものから、次いで他の立法及び現在の時代的環境から、そして最後にヘイドン事件 ((1584) 3 Rep. 7a) において確立された四つの規則：裁判官は当該の法律が制定される以前のコモン・ロー、そのコモン・ローによつて放置されてきた害悪、それに対して国会が指示した救済手段及びその真の理由を顧慮しなければならないという四つの規則から探求すべきものとする原則である。イイジャスデム・ジュネリスの原則とは、法文の言葉はそれ自体としてではなく、前後の關係に照して解釈すべきものとする原則、立法準備記録引用禁止の原則が維持される理由としては、法律を起草した者は、自分が考へていることと自分が用いた言葉のもたらす効果とを混同し勝ちであるから、その法律を解釈することはほとんど不可能であるということが挙げられている (*Gutteridge*, op. cit., p. 105)。なおこの原則については cf. *Lauterpacht*, *The so-called Anglo-American and Continental Schools of Thought in International Law*,

British Year-Book, 1931, vol. 12, p. 43 f. 判例として Regina v. Hertford College, (1878) 3 Q.B.D. 693; Davis v. Taff Vale Railway Co. (1895) A.C. 452 (Gutteridge, op. cit., p. 140).

(10) 例えば貴族院における或る事件で Merchant Shipping Act の第一条における "wreck" という言葉の解釈が問題になつたが、一人の反対意見を除いて、バックマスター、ウォリングトン、ラッセル、マックミラン等の裁判官は、その語がイギリス法では十分に確定した意味をもつものであるから、意味の疑わしい語が裁判上明瞭に解釈された場合、その後の制定法が同様な文脈中に同様な語を含むとき、その語は以前に解せられたと同じ意味で解釈されなければならないと主張した。そして、もちろんこの場合、裁判官達は、この語の意味を明かにするために立法準備記録に頼らうとさえしていないのである (Barras v. Aberdeen Steam Trawling and Fishing Co., Ltd.)。

(11) Mann, op. cit., p. 282 f.

## (二) 大陸及びアメリカにおける統一法の解釈方法

イギリスにおける統一法の解釈が国内法的解釈原則に服する極めて強い自国法主義的傾向を有するのに対して、大陸諸国におけるその解釈方法はこれとかなり違つたニュアンスを有する。マンは、その理由として次の三点を挙げる。第一に、国内法の解釈規則がイギリスに比し、自由で柔軟性を有することであり、第二に、条約の国内法への転換は、各国とも必ずしも国会制定法の形式をとらないで、条約の性質を維持していることであり、最後に、各国とも統一法の解釈につき特殊な発展を遂げている<sup>(1)</sup>ということである。次にこれらの点に注目しつつフランスとドイツ及びアメリカについて統一法の解釈方法を概観しよう。

(1) Mann, op. cit., p. 284.

先ずその第一点につき、フランス及びドイツにおいては、イギリスと違つて制定法が第一次的法源であり、これを格別制限的に解釈すべき必要もなく、むしろ歴史的には、立法者意思を墨守する厳格な解釈方法は漸次放棄され、現時における政治的社会的乃至経済的諸事情に即応した自由な科学的解釈が行われている。ここで探求さ

れるものは、法律を制定した当時の立法者の意思ではなくて、フランスで言われる「現在の立法者の意思」(la volonté du législateur actuel)である<sup>(1)</sup>。もちろん「法律は意思である」(ポルタリス)という思想は失われていないのであるから、法律の文言が不明瞭な場合立法準備記録に訴えることは通例のことであり、これに対しその文言の意味が明瞭な場合に裁判所がそれに拘束されることは当然であつて、これを立法準備記録によつて変更することは許されない<sup>(2)</sup>。いずれにもせよ、フランスにおける註釈学派の衰退から科学学派の勃興に至る経緯は、ドイツにおいて概念法学が病める方法 (die kranke Methode) と目され、自由法運動、法事実探求 (Rechtstatschen-forschung) 或いは利益法学 (Interessenjurisprudenz) の勃興と揆を一にする<sup>(3)</sup>。従つて一般にドイツ及びフランスには統一法の解釈に關してもイギリスにおける制定法解釈規則のような特殊な原則は妥当しないし、そもそもそれは存在しない。

(1) Colin et Capitant, Traité de droit civil, t. 1, 1953, p. 172 et s.

(2) Génv, Méthode d'interprétation et sources en droit privé positif, 2 éd., vol. 1, 1919, p. 293 et ss., p. 296. 牧野英一、「法律における理由書と先例」、国家的、法律的、人間的、一九九—二〇〇頁。

(3) Zweigert, Rechtsvergleichung als universale Interpretationsmethode, Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht, 15 Jahrg., 1954, S. 6. ドイツにおつても、立法者の意思の探求を法律解釈の出発点とする主観主義の立場と、法律は立法者の意思であるよりもむしろ時間とともに發展する構成体であることみなし、従つて判決時における法律の客観的意味を確定しようとする客観主義の立場とが争われた。しかし実務上は両者の相違は誇張されるまでもなく、法律を過去に關連づけて把握するか現在に關連づけて把握するか (die vergangenheits- oder gegenwartsbezogene Auffassung) とその重点の置を方に帰着する。しかし次第に法律の硬化と法律生活の停滞の危険が意識されてくるにつれて、法律においては過去が現在を支配するのではなくして、法律は變化する実生活に奉仕するものだとする客観主義の立場が優勢になつてゐる。この立場はとりもなほせず法律の自由で科学的な解釈を行おうとするものなのである。(Georg Dahm, Deutsches Recht, 1951, S. 56 ff.)。Vgl. Savigny, System des heutigen römischen Rechts, 1840, Jhering, Zweck im Recht, 1877.

統一法の解釈に関する特殊な原則を有せず自由で科学的な解釈を施しうるといふことは、更にマンの挙げた第二点、すなわち条約と国内法との関係において前者が後者に優越することによつて一種の制度的保障を受ける。フランスでもドイツでも、適法に批准され、かつ、公布された外交条約は、特に国会制定法の形式をとることなく直ちに国内法に転換され、しかも一般に国内の法律に優越する効力をもつのである。<sup>(4)</sup>従つてまたこれに矛盾する国内法は拘束力を有しないのであるから、両国とも統一法の解釈については、イギリスに比し超国家的平面においてこれを行うにより適した地位にあると一応は言えるのである。

(4) フランス第四共和国憲法第二六条、現行憲法第五五条では、「他の当事国によるその施行の留保の下に」これが認められている。なお cf. Colin et Capitant, op. cit., p. 131.

ドイツでは私法統一条約と国内法との関係につき興味ある変遷が認められる。先ず一八七一年のライヒ憲法第一一条第三項によれば、条約の締結のためには、連邦参事院の承認を要し、それが発効するためにはライヒ議会の批准を必要とした。正規の手續で批准され法律の形式で公布されると、それは帝国法とされた。次いでワイマール憲法第四条では、「一般的に承認された国際法原則は……ドイツ国法の必要的成分として」の効力を有するとされた。そしてこれがドイツの領土内で拘束力を得るためには、法律として正規の手續で発布され公布されなければならない。この場合、国内の法域における法律は条約に矛盾する場合にも拘束力を有した。第二次大戦後のドイツでは、「国際法優位説が有力となり、ワイマール憲法第四条を一步進めて、「国際法の一般原則」は、連邦法の構成部分をなすと規定された(ボン基本法第二五条)。それは一般的に承認された国際法原則について裁判所がなした解決に意識的に反対して、ドイツの法律又は慣習法によつて承認されなくとも、従つてまたドイツの法律に矛盾していても、文明諸国民によつて承認されている原則であれば直ちに連邦法の構成部分になるとするものである。従つて、一般に条約は自動的に連邦法の構成部分になるのであつて、特に連邦法に転換させるための明示的の要しない。しかもそれは「法律に優先する」(第二五条)から、それに矛盾する法律は拘束力を有しないのみならず、後の連邦法によつてこれを改廃することもできない。更に第二五条の成立の経緯からは、明らかに条約が憲法にも優越するものと解せられている(Dahm,

Völkerrecht, Bd. 1, 1958, SS. 63 ff.)。

フランス及びドイツにおいて統一法の解釈に関する特殊な原則が存在せず、かえつて私法統一条約が直ちに国内法としての効力を有するために自由な科学的解釈を施しうるとしても、それはあくまで可能性であるにすぎず、統一法がいかに解釈されてきたかという現実とは別問題である。われわれは更に判例学説の動向を明かにしなければならぬ。

フランスにおいては、判例上二つの傾向があり、一方では条約を国内法の一要素として国内における法律の精神に従つて解釈しようとし、他方では先ず締約国の共通な意思を探求することによつて解釈しようとする<sup>(5)</sup>。

(5) Batifol, *Traité élémentaire de droit international privé*, 3 éd., 1959, No. 39. 前者の例として Paris 17 mars 1830, S. 30. 1. 95; Civ. 24 juin 1839, D.P. 39. 1. 257, S. 39. 1. 577; Req. 11 août 1841, D.P. 41. 1. 336, S. 41. 1. 848; Trib. Montmédy 7 déc. 1921, G.P. 1922. 1. 379 等が挙げられ、後者の例としては Civ. 5 févr. 1872, S. 1872. 1. 190; Civ. 24 juin 1839, D.P. 39.1. 257, S. 39. 1. 577; Besançon, 29 juin 1885, Gaz. Trib., 31 juil. 1885, 4 mai 1914, Gaz. Trib., 1er août 1914.

この二つの傾向は学説上にも現われていて、この点に関するフランスの原則は必ずしも明瞭でない。先ずバルタンは、広汎な判例研究に基づいて条約の解釈には自国法の解釈と同様な方法を適用すべきものとし、従つて外国裁判所における解釈との相違は必然的なことと承認した<sup>(6)</sup>。これに対しモオリやニボワイエは、国内の裁判官が自国法の解釈に頼る心理的傾向を有することは当然のこととしながら、そこに生ずる不都合の故に、締約諸国が共通の解釈に同意するまでは判決を延期するか又は公法上の問題についてのみフランス政府の解釈に拠つて判決すべきものと提案している<sup>(7)</sup>。このような対立は、第三共和国時代に憲法上条約と法律との関係が必ずしも明瞭さを欠き、条約の権威について論議を生ぜしめる余地があつたことからも当然のことと考えられるが、その後憲法上、国内法に対する条約の優位が確立された後にも、その問題は依然として決定的解決を見ない。それどころか再びバルタンの説に傾く傾向さえ見られる。アルマンジョン、バティフォール、ルルブウル・ピジョニエエルらがそれ

である。かれらは、もつばら国内法的解釈方法を適用すれば締約国の意思に反し統一法の目的は達せられないが、それは不可避のことに属するから、もし或る程度まで条約の目的が達しられさえすれば、国内法的解釈方法の適用によつて生ずる相違は顧慮する必要がないとし、<sup>(9)</sup>或いは締約国の共通な意思が不明瞭であるとか、条約の文言に関する別段の指示がなされていない限り、裁判所が自国法に頼ることは是認されるとしている。<sup>(10)</sup>もちろんかれらは、この状態を全く正当なものと主張しているわけではなくて、締約当事国間に共通な解釈方法が確立していない現状におけるいわば過渡的解決として主張するにすぎないのである。にもかかわらずわれわれは、統一法の解釈方法に関するフランスの判例学説が一致を欠き、一般に国内法的解釈原則の支配から容易に脱却しえないでいるのが現状であることを認めざるをえないのである。

(9) *Barin, La doctrine des qualifications et les rapports avec le caractère national des règles du conflit des lois, Recueil des Cours, 1930, I, p. 614 et s.* なお、かれはここで、国際司法裁判所に解釈上の争を解決すべき権限を与えようとする多くの試みが、多くの制限や留保によつて失敗に帰していることを指摘している。

(10) *Niboyet, Traité de droit international privé français, vol. 3, 1944, p. 382 et ss.; Maury, Règles générales des conflits de lois, n. 102~103, 111.*

(8) *Colin et Capitant, op. cit., p. 131.*

(6) *Lerebours-Pigeonnière, Précis de droit international privé, 6 éd., 1954, p. 43 et s.*

(9) *Batifol, op. cit., p. 42.*

次にドイツにおける学説判例の立場を検討しなければならないのであるが、学説については、わたくしの知る限りラーベル及び最近ツヴァイガートの提唱する比較法的解釈方法以外には見るべきものがなく、統一法解釈に関するドイツの現実の立場は、主に判例の動向を通して把握されなければならない。<sup>(11)</sup>われわれはドイツの判例を

概観することにより、特殊な事情に基づいて必ずしも統一的解釈原則が立てられていないことに気付く。この問題に対して、特に重要な意味を有したのはヴェルサイユ条約の解釈問題である。ドイツはこの条約の締結に際して何らの影響力ももちえなかつた。従つて特に私法上の規定については狭く解釈しようとする傾向を生じ、条約の準備記録が公刊されなかつたことも関連して、意味の不明瞭な文言に対してはその客観的意味が重視され、或いはその口実の下に国内法的解釈方法が適用された<sup>(12)</sup>。これと同様な傾向に属する判例も若干はあるが<sup>(13)</sup>、それは主としてヴェルサイユ条約の成立に際しての特殊な事情に由来するものであつて、その他の国際条約、特に国際陸上及び海上運送法の領域や一九二〇年のドイツ・スイス金抵当権協定等の分野において、ドイツ裁判所は超国家的平面における解釈を行ない、国際的な解釈の調和を招来しようとする努力が認められる<sup>(14)</sup>。特にドイツ・スイス金抵当権条約の解釈に際しては、先ず条約の文言を、次にその目的を、最後に条約締結の経緯を通じて知られる両締約国の一致した意思がその基準になるとの立場をとつた。そして個々の文言に疑問があるときは、通常、国内法の解釈の場合より広く解すべきであり、かつ、当事国の利害は考慮されるべきでないとしている。そして国内法は、いかなる解釈方法によつても不明のとき初めて頼りうる最後の手段 (*ultima ratio*) であるにすぎないとして、条約を国内法に当てはめようとする観点は何らとらなかつたのである<sup>(15)</sup>。

要するに、ドイツ裁判所における統一法の解釈方法は必ずしも統一されてはいない。しかし最も一般的に言うならば、ドイツ裁判所では、国際条約が国内法に直接的に合体していることを理由にして、それに含まれる諸概念を国内法概念と同一平面で解釈すべきものとする方法を一面的であるとして排斥し、むしろそれらの概念の国際的起源を考慮した解釈に向う傾向にあると言えよう。

(11) Mann, *op. cit.*, p. 287.

(21) W. F. Bayer, Auslegung und Ergänzung international vereinheitlichter Normen durch staatliche Gerichte, Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht, 20 Jahrg. 1955, S. 610 f.

(31) Bayer, a.a.O., S. 613.

(14) ライヒ裁判所は、一九一〇年九月二三日の海難における救援救助に関するブラッセル条約による損害賠償の請求について、被害者の奇与過失 (mitwirkendes Verschulden) に関するドイツ民法典第二五四条の規定の適用を拒否し、ハンブルクの上級ラント裁判所は、一九二四年のヨーク・アントワープ規則における actual value の概念を国内法に従って解釈することを拒否した (IPRspr. 1933 Nr. 66)。キール上級ラント裁判所とライヒ裁判所は、国際鉄道運送協定第四三条及び第五三条に対して、これらの条文の外にBGB第八一〇条を引用することはできなからした (OLG Kiel 11, 11. 1931, IPRspr. 1932 Nr. 53; RGZ 135, 188, IPRspr. 1932 Nr. 52)。特に注目すべきものは、ハンブルク上級ラント裁判所が比較法的解釈に基づいてした判決である。一九一〇年の船舶衝突に関する若干の規定の統一のため条約によれば、衝突の際における多数の加害者は、衝突について責任のない被害者に対して連帯債務者となるか、それとも関与の程度により責任を負うかという問題について明瞭な規定を設けていないが、この条約上も、ドイツ法やイギリス法におけると同様に連帯債務と認めるべきものとすべき (OLG Hamburg 29. 6. 1932, IPRspr. 1932 Nr. 61)。

(19) RG 4. 2. 1931, IPRspr. 1931 Nr. 112 = JW 1932, 234 ff.

最後に、アメリカの立場を見なければならぬ。現在尠大な量に上る制定法を前にして、アメリカはイギリスにおける厳格な制定法解釈原則を放棄し、解釈における裁判所の完全な自由が実現されつつある<sup>(16)</sup>。しかもイギリスと違って、条約は大統領が上院議員の三分の二の多数による助言と承認を得て締結され<sup>(憲法第二條第二項(二))</sup>、かつ、条約は上院によつて批准されると直ちに国内法の一部 (part of the law of the land)<sup>(17)</sup> になる。すなわち条約の締結自体に立法部が関与し、かつ、その形式を保持して国内法に轉換する点で超国家的解釈を施すに有利な地位にある。しかし、条約は外交権を有する連邦が締結するにもかかわらず連邦法として州法に優越するという点から見て、また条約が憲法の下位に立つ<sup>(18)</sup>から連邦議会の批准を得られず単にこれを制定法とする旨の立法行為があるだけの場合<sup>(19)</sup>

を考えてみても、私法統一条約と国内法特に憲法との間に衝突が起る場合が多いと考えられ、超国家的解釈を施す場合と自国法主義的解釈を施す場合とが同等に存在しうると思われる。少くともアメリカにおいては、この問題に関する原則的立場は、未だ確立されていないというのが現状のようである。<sup>(20)</sup>

しかし注目すべきことは、今世紀に入つてからアメリカで各州法を統一しようとする運動が起り、統一州法委員会全国会議 (National Conference of the Commissioners on Uniform State Laws) による統一州法草案に基づき、多くの州が多くの統一法を制定した<sup>(21)</sup>ことである。この統一州法の解釈についてはイギリスにおけると同様の問題が生じ、これに対して、一九一三年以来すべての統一法に「この法律は、これを制定する各州の法を統一させるという一般的目的を実現するように解釈され構成されなければならない。」との規定を設け、この問題について裁判官の依拠すべき一般的準則を示したのである。この規定によつて多くの裁判官はその統一的解釈に努めたのであるが、少数の判決はこのような自由な解釈を拒み、依然として既存の州法の解釈方法を厳格に適用している。<sup>(22)</sup>統一州法についてさえこのような状態にあるとき、いわんや国際的統一私法について超国家的解釈の施用の前途は程遠いものといわざるをえないのである。

(16) W. Friedmann, *Legal Theory*, 3 ed., 1953, p. 315 f.

(17) *Ct. of Oyer and Terminer in Res Publica v. De Longchamp* (1784) 1, *Dall.* 111, *Supr. Ct. in The Nereide* (1815) 9 *Cranch* 388, *Kennett v. Chambers* (1852) 14 *Howard* 38, *Haver v. Yaker* (1869) 9 *Wall.* 32 etc. なおアメリカ国際法研究所の国民の権利義務の範圍だが、"International Law is at one and the same time both national and international: national in the sense that it is the law of the land." *Am. J. Int'l L.* (American Journal of International Law, vol. 10, 1916, p. 212 f.)。

(18) Dahm, *Völkerrecht*, S. 61.

(19) この例として、一九三六年の海上物品運送法 (*Carriage of Goods by Sea Act*) を挙げることにせらる。

(20) Mann, op. cit., p. 288.

(21) 統一州法の主要なものは、統一流通証券法 (Uniform Negotiable Instrument Act)、統一動産売買法 (Uniform Sales Act)、統一船荷証券法 (Uniform Bill of Lading Act)、統一株式移転法 (Uniform Stock Transfer Act) などで商事部門に多くみられる。

(22) Mann, op. cit., p. 289.

### 三 若干の条約における統一法の維持に関する規定

これまでにわたくしは統一法の解釈に対する各国裁判所の実務の相違を明かにした。そしてこの現実には、統一法の崩壊を意味し私法統一の企てを無意味ならしめるとさえ言える。しかし、カピタンの言葉を借りるまでもなく、統一法が「繊弱な植木」であり、その生命の維持には不断の配慮を要することは既に早くから意識されていたのであつて、種々の私法統一条約自体がその維持のための方策を規定している。その方策は多様であるが、ここではそれを (一) 条約の定期的改正、(二) 条約保護機関に対する諮問、及び (三) 国際裁判所における裁判の三点に限つて述べたいと思う。<sup>(2)</sup>

(1) E・カピタン、前掲、七一頁。

(2) J.G. Sauveplane, Etude des questions relatives à l'interprétation des lois uniformes, Rome, janvier, 1959, p. 12, 23.

(一) 条約の定期的改正 条約に対して各国裁判所の解釈が相違した場合、条約そのものを定期的に検討し改正して疑義を明かにしようとする。そして現在多くの条約には (例えば一九五六年の道路による商品の国際的運送契約に関する条約、<sup>(3)</sup> 文学的万国著作権条約等)、特定期間の経過後当事国は条約改正の発議をなしうる旨の規定を設けている。しかしこの手続は、改正案に対する全締約国の意見の一致と各国の批准その他の立法行為を必要とするから、根本的解決ではあつても極めて緩慢な解決策であるにすぎない。<sup>(4)</sup>

(3) 一九五六年ヨーロッパ経済委員会 (La Commission Economique pour l'Europe) の援助に基づいて締結されたもので、その第四九条には、この条約の施行の三年後に、すべての締約当事国が条約改正を發議しうる旨規定している。

(4) この点については、条約中の特定の条項に限つて、その改正を改正委員会が決議し、これをその中央事務局が締約諸国政府に通知し、この通知から一定期間内に特定数の国々から異議がなければ、その改正は承認されたものとみなす手続も考えられている。例えば、一九五二年の鉄道運送条約の改正に際してコティエは次のように述べている。「CIM (国際貨物運送条約) の一五カ条、CIV (国際旅客運送条約) の一六カ条、及びこれらの条約の八つの附則は、改正委員会による改正会議の会期中に上呈されうる。……改正委員会の決議は、中央事務局によつて締約諸国政府に直ちに通知される。これらの決議は、通知の日から起算して三カ月以内に少くとも五カ国政府が異議を申し立てなかつた場合には承認されたものとみなされ、中央事務局が各締約国政府に通知した月から六カ月後の第一日に発効する。中央事務局は決議の通知に際しその日を指定する。急速改正 (revision accélérée) に服する条項の選択は極めて微妙であり、原則として、公法及び直接又は間接に責任問題に関する規定はこの手続に服しない。急速改正は、とりわけ、運送契約の履行方法及び実務的性質の時効に関連する」(Cottier, L'Unification du Droit, Annuaire 1956, II, p. 267-288)。しかしこの手続は、強制的性質を帯びるから、条約中の条文についてのみ適用されるに止まり、各国がこれに関連する国内法にその効果を及ぼすことに同意しない限り、その効果は大きな制約を受けるものと考えられる。

(二) 条約保護機関に対する諮問 若干の統一<sup>(5)</sup>条約(国際鉄道運送に関する修正条約、文学的・美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、国際労働条約等)においては、それに対して、条約の解釈又は適用に関する争を締約国、その企業又は個人の請求に基づき、あつせんや調停によつて解決し、或いは意見を表明すべき義務を課している。この方法は、各国政府間における解釈の統一のみならず、個人が直接請求して個人間の争の解決を求めうる点に大きな長所がある。しかしこの方法は、条約改正による抜本的解決とは異なり、或いは裁判所で与えられる解釈に対しては何ら干渉しえないという点から、必ずしも完全な効果は期待できない。もつともこの欠陥は、問題の条文に対して裁判官が解釈を下すに先んじて常に条約保護機関の意見を徴するならば、或る程度は除去されえよう。なおこれを国際司法裁判所に諮問しようとする提案もしば

しばなされてきた<sup>(6)</sup>。しかしこの提案は現実的でない。第一に、国際司法裁判所は實際上その多くが国際公法の専門家をもつて構成されており、統一私法の解釈問題について十分な識見を期待しうるとは限らないこと、第二に、この裁判所は政治的性格を有する国際連合の一機関であるから、私法上の問題で勧告的意見を求められることは稀であり、しかも制度上、国や個人が直接この裁判所に意見を求めることはできないこと等の理由で、現在の国際司法裁判所がその勧告的意見によつて解釈統一のために大きな役割を果すということは期待しえない。

(5) CIV及びCIM第五七条参照。なお、この種の提案は、一九〇一年ヴヴェで開かれた国際文学美術協会の会議でなされ、その後反覆してなされてい<sup>(7)</sup> (Gidel, Rapport provisoiresur la clause juridictionnelle dans les Conventions d'Union, Annuaire de l'Institut de droit international, 1936, I, p. 266; Ronga, Unification du Droit, Annuaire de l'Institut international pour l'unification du droit privé, 1956, II)。<sup>(7)</sup>一九二八年の仏伊統一債務法草案に関してラルノオドは、解釈統一のための常設国際委員会の設置を要望し (Rapport à M. le Garde des Sceaux, Ministre de la Justice sur l'unification législative entre la France et l'Italie, Paris, 1929, p. 107 ss.)。ト×リカの統一州法委員会全国会議は、一九一三年に司法判決統一委員会の設置を決議した (Article III, f. of Statute of the Conference)。<sup>(8)</sup>一九二五年第五回ハーグ国際私法会議で、オランダ政府はこの提案を全面的に支持し、一九三六年のブリュッセル会議や一九五二年の国際航空に関するワルソー条約改正案でも同様の提案がなされた (Sauveplanne, op. cit., p. 20)。

(7) 国連憲章第九六条参照。

(8) 国際裁判所における裁判 国際裁判所を創設し、ここで統一法の解釈問題を処理しようとする提案はしばしばなされてきたが、<sup>(8)</sup>管轄裁判所として条約に規定されたものとしては、国際司法裁判所、混合仲裁裁判所、国際破毀院等を挙げうる。

先ず、国際司法裁判所の強制的管轄権は、一九四八年ブリュッセルで開かれた文学的・美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の修正会議で承認された。<sup>(9)</sup>ここでは、条約の条文の解釈に関する国家間の争のみを処理するのが原則とされ、個人の権利は国を通して主張されなければならない。従つて自国民の権利を相手国に主張するため

には、相手国のすべての管轄裁判所によつてその者の請求が棄却されたことを必要とする (local remedies rule)。また、それは商議又は和解の手續を前置している。この手續には少からぬ欠陥がある。第一に、それは二又は多数国間に認められた手續でありながら、判決自体は訴訟当事国以外を拘束しない。<sup>(10)</sup> 第二に、その判決の執行には国内管轄機関の協力を要し、これが得られなければその執行は国内の立法権及び司法権の独立を侵害する。国際司法裁判所の判決が国内で法律の効力を得るためには、議会の立法行為を必要とするからである。<sup>(11)</sup> この点は、和解手續前置の原則や局地救済の原則と相俟つて、この制度を極めて緩慢なそして効果の不確実な制度としている。

(8) 一八九九年及び一九〇七年のハーグ平和会議で統一法と国際私法の或る問題について提案され、一九〇四年には国際法学会 (Institut de droit international) のエディンバラ会議で、同じく一九二九年のニューヨーク会議で決議された。その他工業所有権及び知的所有権の保護に関する諸条約の改正のための会議 (一九二五年のハーグ会議、一九三四年のロンドン会議) や、文学的・美術的著作物保護に関するローマ条約 (一九二八年)、万国著作権条約 (一九三八年) で提案されている。

(9) その第二七条の二に、「この条約の解釈又は適用に関する二又は多数の加盟国間におけるすべての争であつて、商議により解決しえないものは、当事国が別段の解決方法を協定しない限り、その解決を国際司法裁判所に求めるものとする。国際事務局は、同裁判所に対して提起された争の原告国の報告を受け、これを他の加盟国に通知する。」と規定され、第六回ハーグ国際私法会議で採択された議定書にも同様の方法が見られる。

(10) 関係国が訴訟に参加した場合には、この判決は参加国に対して拘束力を有するが、参加すると否とは関係国の任意であり、従つて更に加盟国の四分の三がその判決を承認したとき、すべての加盟国に対し拘束力を有する旨の提案もなされている (cf. Limburg, L'autorité de chose jugée des décisions des juridictions internationales, Recueil ADI 1929, V, p. 550 ff.)。

(11) この問題について、一九一一年にフランスとデンマーク間に締結された仲裁条約第二条第二項には、仲裁判決に示された解釈が両国で施行されるために必要な立法的手段を講ずべきことが規定され、一九二五年には工業所有権保護同盟条約につき、一九二八年には国際私法のハーグ条約につきこの種の提案がなされ、一九二九年に国際法学会は、国際私法条約の解釈について、「締約国は、この裁判所の与えた

解釈が将来それぞれの官署に課せられるために必要な処置を講ずべき義務を負う」(第五条)ものとし、「国内法にこれと反対の規定がなければ、この判決は、既に国内の官署によつて与えられた判決の効力には何らの影響も及ばさない。各国の国内法規は、国内官署の側において、この裁判所によつて与えられた解釈に合致するため予め与えられた判決とは反する新たな判決をいかなる程度に行うことができるかを決定する。」(第六条)と決議した。

上述の方法が、個人間の争であつても国を当事者としなければならぬのに対して、個人が直接訴を提起するという点に長所を有するのが混合仲裁裁判所の制度である(例えば、第一次大戦の諸講和条約によつて設けられた混合仲裁裁判所、中米司法裁判所等)。通常は係争当事国から選出された若干名の裁判官と第三国人たる裁判長をもつて構成される。この手続は、個人が直接訴え出うる点に大きな長所を有しながら、同時にその適用を全く両当事者の意思にかからしめている点に欠陥を有し、たとえ訴の提起を一方当事者が単独でなしうることにしても、この者が国内裁判所に訴え出る自由はあるから、国際裁判所における解釈と国内裁判所における解釈とで再び相違が生じうるのである。

最後に国際破毀院の制度に触れておこう。条約により実現したものは僅かに「ライン河航行中央委員会」(Com. mission centrale pour la navigation du Rhin)のみであり、その創設の提案は反覆されたが、欠陥も少くない。第一に、各国がこの裁判所に任意的管轄権を承認しても、当事者は国内の最高裁判所に訴える自由があるから、各国最高裁判所の解釈と国際破毀院のそれとが二元的に発達して新たな分裂を生ぜしめる。第二に、これに義務的管轄権を与えれば、各国司法主権の侵害の危惧のみならず、各国裁判所の権能や解決方法の相違から、国際破毀院に係属した事件毎にそれぞれの原審におけると同様な裁判方法をとらざるをえない。さもなければ、一個の事件で統一法の部分と国内法の部分とで違つた解釈方法をとらなければならぬ場合も起りうる。しかしその結果として、当事者は全く同様な手続で行われる第四審の訴訟に対し、ほとんど関心を寄せず、国際破毀院も有名無

実となる可能性が大きいのである。

(12) 国際破産院の構想は古く、既にナポレオンによつて提案されたといわれる。ごく最近では、一九五一年に国際民間航空機構(OACI)の司法委員会で提案され、一九五六年ドブプロニクで開かれた国際法学会の会議でも同様の提案がなされた (Rapport 47 Conférence, p. 181 et ss.)。学説上は、Lorimer, von Bar, Meurer, Muntzner, Demogue, Larnaude, Spiropoulos, Vallindas などによつて主張されて S. n. (Sauveplaine, op. cit., p. 41)。

統一法の維持に関して現実の条約が設けた制度はほぼ以上の如くであるが、それぞれ一長一短があつて、必ずしもその目的を完全には果しえない。窮極的には世界連邦と世界法と世界裁判所に大きな夢を托するに止まるべきであろうか。統一法の維持に関する現実の制度上の保障はかくの如く不完全ではある。しかしわれわれ理想を追いつつもなお現実を直視せざるをえない者としては、その前になお現実の制度の中から、そしてなお過去に展開された思想の中から、この問題を解決するための端緒だけは求めておかなければならない。

#### 四 統一法に対する比較法的解釈方法の必要性

これまでに、わたくしは統一法の維持に対する各国法制の不備とその目的に奉仕するための国際的諸制度の不備を明かにした。問題は、統一法の制度的維持のみならず、むしろその解釈方法そのものに立ち入つて考察する必要がある。国際裁判所における超国家的解釈方法が国内法との調和を失し、各国主権と甚だしく衝突する<sup>(1)</sup>ことから出発しよう。この現実に対して既にカピタンは「抽象的国際裁判所」の構成を主張した。この裁判所は、統一法中の解釈の分岐する事案に対し抽象的にのみ審理 (stater in abstracto) しよう。従つてこの裁判には実際の訴訟当事者はなく、もつぱら法律審として機能し、しかもその判決は各国裁判権を拘束するものとする<sup>(2)</sup>。これ

に類する考え方としては、統一法の解釈問題が国内裁判所に提出されたとき、これを先決問題として国際裁判所に移送しようとするものであり、最近、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体(CECA)、同経済共同体(CEE)及び原子力共同体(Euratom)等を設立する条約に見られる<sup>(3)</sup>。これらの方法によれば、われわれの逢着した若干の障害は回避されよう。第一に、国内の裁判官が国際裁判所で与えられた解釈に基づいて最終的判断を下すことになるので、主権の侵害は起らない。第二に、当事者が国内裁判所に訴えることができる反面、必ずしも国際裁判所における手続との間に不調和を生ぜしめず、国内法的解釈方法と国際法的解釈方法とが止揚されうる。第三に、第一審裁判官が職権でこの手続を行いうるから、国際裁判所への移送は両当事者の合意による必要がなく、この方法の適用可能性が増大し、ひいては解釈統一の可能性も増大するのである。

(1) カピタン、前掲七八頁。

(2) カピタン、前掲七九頁。

(3) 例えばCEE条約第一七七条及びユーラトム条約第一五〇条には、「司法裁判所は、次の事項に関し、先決問題として裁判する権能を有する。(イ)この条約の解釈、(ロ)この共同体の設置によつてとられた命令の効力及び解釈、(ハ)幹事会命令によつて創設された諸機関の規定に定めあるときは、その規定の解釈。」と規定している。

しかし国際裁判所が統一法の解釈問題を先決問題として抽象的にのみ審理するとしても、その場合、国際裁判所における解釈はあくまで比較法的解釈方法がとられなければならない。既に常設国際司法裁判所の活動は、比較法的解釈方法によらざるをえなかつた<sup>(4)</sup>。特にその規程第三八条一項三号における「文明諸国により認められた法の一般原則」は比較法の所産に外ならず、国際裁判所における統一法の解釈も窮極的には比較法によるその発見にあると言えよう。また、サレイユの言う「文明人類の共通法」の発見こそ、かかる国際裁判所の任務であると言いうる。すなわち抽象的問題として得られる解釈は、「諸国の立法、それらの作用、及び特定の制度に対す

るその結果の比較から引き出される全く相対的な理想型<sup>(5)</sup>としての解釈であり、その直接的適用は各国裁判所に委ねられるという意味においてである。<sup>(6)</sup>そしてまたこの点は、国際私法における法性決定の問題についてラーベルが、基準となる概念は抽象によつてのみ得らるべきであつて、その抽象の根拠は全文明人類が一般に理解しているところによつて概念把握されるべきであり、従つてまた、各国の抵触規定の解釈は、少くとも抵触規定が明示的に国内法体系によつて拘束されていない限り、比較法を利用すべきであるとして、国際私法独自の立場から性質決定の問題を解決しようとしたことと揆を一にする。<sup>(8)</sup>もし統一法の解釈に統一法独自の立場から解釈が許されるならば、国際裁判所が比較法的解釈方法に基づき、この問題を先決問題として抽象的に審理し、「全く相対的理想型」としての解釈を得て、その直接的適用は各国裁判所に委ねるとの方法は、必ずしも無用ではあるまい。ここにおいて統一法の解釈は国内法的解釈原則の絆から解放され、同時にウトーピッシュな国際的解釈に陥る危険を免れよう。もちろんその国際裁判所の構成や手続の細目等については将来の考究に譲らなければならぬ。と同時に、各国における主権思想の前にわれわれが主張を貫くことは容易ならぬものがある。「狭まりつつある世界」(Kleiner werdende Welt)において、国内法の解釈についてすら比較法的解釈方法乃至普遍的解釈方法の適用が叫ばれているとき、<sup>(9)</sup>まして国際的私法統一法の解釈におけるその必要は多言を要しない。世界法への道遠く、「人類社会」の実現は更に遠い将来のことに属しながらも、漸次増大する統一法の生命を維持するためには、あらゆる法曹のたゆみない努力と厚い配慮を必要とするであろう。本稿もまたその窮極の目標に捧げられた一片の試論であるにすぎない。その意味においてより詳細な統一法の研究を将来の課題としてひとまずここで筆を措きたいと思う。

(4) David, op. cit., p. 100 et s.

- (5) Saleilles, *Conception et objet de la science du droit comparé*, *Procès-verbaux des séances et documents*, t. 1, 1905, p. 173.
- (6) Saleilles, *op. cit.*, p. 173 et ss.
- (7) Rabel, *Das Problem der Qualifikation*, *Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht*, Jahrg. 5, 1931, S. 257.
- (8) 邦法米邦の問題を、題名に於て國際條條の關係と密接な關係とをなすに關係をせよとのべの。Eduard Wahl, *Methoden und Grenzen der Rechtsvereinheitlichung*, *Beiträge zur Rechtsforschung*, herausgegeben von Ernst Wolff, 1950, S. 306; Rabel, a. a. O., S. 306.
- (9) この邦法米邦の問題は、邦法米邦の問題と同一の問題とをなすに關係をせよとのべの。cf. Saleilles, *op. cit.*, p. 173, 177~8, 181; Capitant, *Conception, méthode et fonction du droit comparé* d'après R. Saleilles, *L'œuvre juridique de Raymond Saleilles*, 1914, p. 67 et ss.; Gény, *Méthode d'interprétation et sources en droit privé*, 2 éd. 1919, t. 2, p. 270 et s., p. 275; Zweigert, *Rechtsvergleichung als universale Interpretationsmethode*, *Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht*, Jahrg. 15, 1949, S. 5 ff.